

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) 1 事業計画書 (別紙 1) 2 海上運送法・内航海運業法・鉄道事業法・港湾運送事業法・貨物利用運送事業法などに基づく免許または許可の写し 3 クレーンリース料に関する見積書 4 過去 1 箇年分の決算書等 5 その他必要と認める書類
	(指定期日) 別に定める日
第 7 条第 1 項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) —
	(軽微な事業内容の変更) 補助金の額に変更が生じないもの
第 8 条第 1 項 (変更交付申請)	(添付書類) —
	(指定期日) 必要が生じた際、速やかに
第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 別に定める事項
第 9 条第 2 項 (困難状況報告)	(報告事項等) 高砂西港と阪神港の間において年間 4,000TEU 以上のコンテナ海上輸送を行うという条件について、遂行が困難となった場合は、速やかに様式第 10 号を提出すること。 遂行困難事由が災害や荷主事情等、申請者の責任がないと認められる場合は、補助金の交付を行う。
第 11 条 (実績報告)	(添付書類) 1 事業実績報告書 (別紙 2) 2 クレーンリース契約書の写し 3 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 4 その他必要と認める書類
	(指定期日) 別に定める日
第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —